

《税・社会保障改革シリーズ No.9》

2013年1月29日
No.2012-14

相続税の課税方式に関する理論的考察

— 取得税方式への回帰に向けて —

調査部 研究員 立岡健二郎

《要 点》

- ◆ 1月24日、自民、公明両党は『平成25年度税制改正大綱』を決定した。相続税に関しては、最高税率の引き上げ、および基礎控除の引き下げなど課税強化を中心とする内容となっている。
もっとも、これらは、あくまで現行制度の枠組みのもとにおける変更にとどまっておろ、かねてより指摘されてきた制度そのものの問題点に根本的に応えるものとはなっていない。今後、相続事案が確実に増えるなか、この問題点はより一層看過できなくなる。また、少子高齢化が進み、富が高齢世代に偏在するなか、高齢世代から現役世代への富の移転ともなる相続税には、税収確保の観点のみならず、世代間の公平性確保の観点からも、期待が大きくなっている。
そうしたなか、制度の枠組みそのものの見直しを含めた本格的な議論が期待されている。本稿では、それに先立ち、相続税の課税方式を中心に制度のあり方について論じる。
- ◆ 相続税は理論的に「遺産税方式」と「取得税方式」に分けられる。遺産税方式の納税義務者は被相続人であり、取得税方式の納税義務者は相続人である。
両者に共通する特徴は、納税義務者の間で、大きな経済力をもつ人が多く負担するという垂直的公平性、経済力が等しい人同士が等しく負担するという水平的公平がともに確保される点である。
逆に、異なるのは、遺産税方式が、①遺産分割の形が税収に対して中立的である、②遺産分割の形に法律や税制面から関与するのが難しいため、相続人の意思が尊重されやすいのに対し、取得税方式は、(1)富の集中が抑制されやすい反面、税収に対する下方バイアスをもつ、(2)遺産分割の形に法律や税制面から関与しやすいため、被相続人の意思が制限されやすいという点である。
近年、遺産税方式は世代間の公平性確保と絡んでわが国で脚光を浴びてきた。

- ◆ わが国では現在「法定相続分方式」と呼ばれる方式が採用されているが、これは相続人を納税義務者としつつも、遺産税方式、取得税方式の何れにも分類されないユニークな方式である。トータルの税額が遺産額と法定相続人の2つの要因に基づいて決まり、個々の相続人の税額は各人の相続財産だけでなく、遺産額にも影響を受けるという特徴をもつためである。
わが国はかつて取得税方式を採用していたこともあったが、税務執行上の理由、および、当時の社会・経済的状況が斟酌され、現行の方式になった。
- ◆ 今後、相続税制のあり方を巡る議論においては、取得税方式への回帰を有力な選択肢として検討すべきであろう。
第一に、かねてより指摘されているように、現行の法定相続分方式では、相続人の間で水平的公平性が保たれないためである。第二に、かつて取得税方式を見直した背景のほとんどが今日では問題となくなっていると考えられるためである。第三に、わが国では、相続に対して、被相続人の意思の尊重よりも、社会政策的な意味をもたせる傾向が見受けられるため、遺産税方式より取得税方式の方がふさわしいと思われるためである。さらに取得税方式であっても、設計如何によって世代間の公平性確保という目的は達成可能である。

本件に関するご照会は、調査部・研究員・立岡健二郎宛にお願いいたします。

Tel: 03-6833-5343

Mail: tatsuoka.kenjiro@jri.co.jp

1. はじめに

1月24日、自民、公明両党は『平成25年度税制改正大綱』を決定した。相続税に関しては、最高税率の引き上げ、および基礎控除の引き下げなど、課税強化を中心とする内容となっている。現行では課税対象となる相続財産のうち3億円を超える部分に最高税率50%が適用されているが、同6億円を超える部分に新たに最高税率55%が適用されることになる¹。また、課税対象の遺産から差し引くことができる基礎控除は、現行の「5000万円+1000万円×法定相続人数」から4割縮減され、「3000万円+600万円×法定相続人数」となる。税率や税率区分といった税率構造が見直されるのは2003年度改正以来になるが、基礎控除に関していえば、1994年度改正以来の見直しになり、実に約20年ぶりのこととなる。

今回の改正案を評価すると、その方向性は妥当なものといえよう。なぜなら、今後の消費増税によって低所得者ほど税負担が相対的に重くなるとみられるほか、バブル崩壊以降、地価の下落が続いてきたにもかかわらず、基礎控除の水準は据え置かれてきたためである。改正により、税収は2000億円超増え、課税割合（課税件数/死亡者数）も現在の4%程度から6%程度に上昇する見通しである²。

もっとも、これらは、あくまで現行相続税制の枠組みのもとにおける変更にとどまっており、かねてより指摘されてきた制度そのものの問題点に根本的に応えるものとはなっていない。なかでも問題とされているのが納税義務者を被相続人とするのか相続人とするのかといった課税方式のあり方である。実際、自民党政権下の2007年～09年、現行の課税方式は、相続人を納税義務者としつつも、相続人の取得財産に応じた課税が徹底されないため、相続人ごとの課税を徹底する方式に回帰させるべきという議論がなされていた。

こうした現行相続税制が抱える問題は、今後、相続事案が確実に増えるなかでより一層看過できなくなろう。また、少子高齢化が進み、富が高齢世代に偏在するなか、高齢世代から現役世代への富の移転ともなる相続税には、税収確保の観点のみならず、世代間の公平性確保の観点からも、期待が大きくなっている。

今回の税制改正大綱は、自民党が政権に復帰してから間もなかったため、抜本的な改革にまで踏み込めなかったのはやむを得ないが、次期『税制改正大綱』以降、相続税制の枠組みそのものの見直しを含めたより本格的な議論が期待されている。本稿では、それに先立ち、相続税の課税方式を中心に制度のあり方について論じる。構成は次の通りである。

まず、納税義務者をそれぞれ被相続人、相続人とする課税方式（遺産税方式、取得税方式）について、その特徴などをみる。次に、わが国が採用している方式（法定相続分方式）について解説し、その問題点を整理する。最後に、取得税方式を支持する国内外の2つの論文を紹介しつつ、現行方式から取得税方式に回帰させることの意義を検討する。

2. 遺産税方式と取得税方式

はじめに相続税の課税方式について簡単に説明しよう。課税方式を理論的に大別すると、**遺産税**

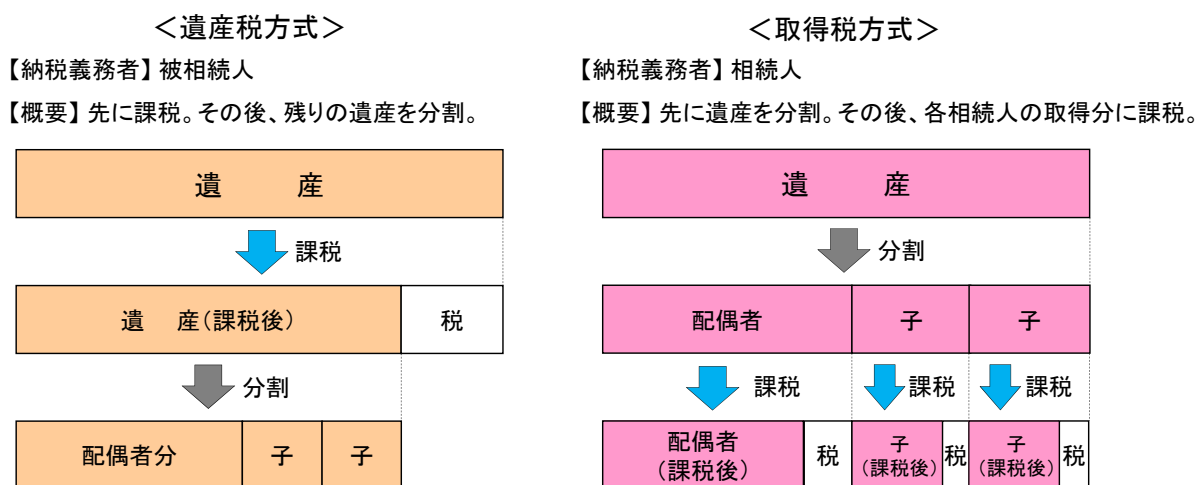
¹ 相続財産のうち2億円超から3億円までの部分に適用される税率も、現行40%から45%に引き上げられる。

² 相続税の改正案のほとんどは民主党が与党時代に策定したものと同一内容であるため、税収の見通しは、当時の財務省の試算値を参考にした。課税割合の見通しは、報道ベースの数値。

方式と取得税方式が存在する³。遺産税方式は、遺産そのものを課税対象とし、遺産の移転者、すなわち被相続人または遺贈者（以下、被相続人）が納税義務を負う⁴。他方、取得税方式は、相続財産を課税対象とし、原則、遺産を受け取る人、つまり相続人または受遺者（以下、相続人）が納税義務を負う（図表1）。

世界的にみると、米国、英国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドといった英米法系の諸国は前者を採用（もしくは廃止時まで採用）する傾向にある（P14 参考図表も参照）。一方、ドイツ、フランスなどその他の多くの国々は後者を採用している。ただし、これらはいくまで理論的な枠組みであり、わが国をはじめ明確に分類できないケースもある。以下、遺産税方式、取得税方式それぞれにおける課税根拠、公平性をはじめとする機能面での特徴について説明しよう（図表2）。

（図表1）遺産税方式と取得税方式の概念図（配偶者+子2人の場合）



（資料）日本総合研究所作成

（1）課税根拠

遺産税方式では被相続人の財産に課税するが、それはいかなる理由で正当化されるのであろうか。その根拠として最も一般的に語られるのが「被相続人の生前所得の清算」という説であろう。すなわち、被相続人が生前に税制上の特典や自らの租税回避で軽減されてきた税負担を清算するという考え方である。この説は米英では back tax theory として知られている。

わが国においては、こうした説に加えて「老後扶養の社会化に対する還元」という説も受け入れられている。これは、社会保障制度の充実とともに家族ではなく社会が高齢者の老後を支える世の中になりつつあるため、相続の際、高齢者に資産の一部を社会に還元してもらおうという考え方である。こうした考え方は、国家は生存中の被相続人に様々な利益を提供してきたのであり、したがって相続を受ける権利を有するという国家共同相続説（相続参加説）の一種とみることも可能だが、その「利益」を老後扶養に限定している点は世界的にみても珍しい。実際、わが国でも、2000年代

³ 正確な名称は、それぞれ遺産課税方式、遺産取得税方式である。

⁴ もっとも、故人が納税することは現実的に不可能なため、被相続人に代わって遺言執行人または遺産管理人が納税義務者とされることが多い。

以降徐々に広まってきた比較的新しい考え方であり⁵、少子高齢化が急速に進み、世代間格差に注目が集まるわが国特有の事情を強く反映したものと推察される。

他方、相続人の相続財産に課税することになる取得税方式の場合、「**相続人の無償稼得に対する課税**」という説が課税根拠として最も一般的である。これは、相続財産を相続人の所得とみなし、そこに相続人の税負担能力（担税力）の増加を見出して課税するという考え方である。相続税を所得税の補完税と捉える見方ともいえる。

また、遺産税方式と取得税方式に共通して、「**富の再分配**」も重要な課税根拠の一つとされる。ただ、「富の再分配」といっても、それぞれの方式で想起させるものが異なる。遺産税方式では、一般的に高齢者（の遺産）に課税する形式になるため、「富の再分配」は、高齢世代と現役世代との「**世代間の公平・格差是正**」という意味で理解されやすい。わが国では、とりわけその傾向が強く、後述するように、民主党が遺産税方式を支持したのもこの世代間の格差是正があった。他方、取得税方式では、現役世代（の相続人の取得財産）に課税する形になるため、「**現役世代内の公平・格差是正**」という意味で捉えられやすい。

（2）機能面の特徴

次に、遺産税方式と取得税方式について、**公平性、富の集中抑制、税収、および税務執行**の4つの観点から比較しよう。

（a）公平性の観点

公平性は税の基本原則であるが、より大きな経済力（担税力）をもつ人がより多く負担するという**垂直的公平性**と経済力が等しい人同士は等しく負担するという**水平的公平性**が代表的な原則である。遺産税方式、取得税方式のどちらにおいても、納税義務者の間では、垂直的公平性、水平的公平性ともに確保される。遺産税方式では、垂直的公平性が確保されないと指摘されることがあるが、それは「相続人」に着目した場合であり、納税義務者である「被相続人」の担税力を基準にすれば、垂直的公平性は確保される。

（b）富の集中抑制の観点

富の集中を抑制するという点では、取得税方式の方が遺産税方式より優れているといわれる。相続税には、所得税と同様に累進税率が適用されることが多く、課税対象となる金額が高くなればなるほど、より高い税率が適用される。そのため、取得税方式では、一人の相続人に全財産を相続させるよりも、複数の相続人に、それも均等に相続させた方が、全体としてみた場合の税額が少なくなる。したがって遺産分割が促進されやすい。それに対して遺産税方式では、遺産分割に先だって課税されるため、遺産をどのように分けようともトータルの税額そのものが変わることはなく、遺産分割が促進されることもない。

（c）税収の観点

税収との関係でいえば、遺産税方式は、税収に対して中立的である。これは、上記（b）で述べたこ

⁵ 税制調査会答申のなかにこのような考えが登場したのは、2000年の答申「わが国税制の現状と課題」からであろう。そこでは、以下のように述べられている。「公的な社会保障が充実してきている中で、老後扶養が社会化されることによって次世代に引き継がれる資産が従来ほど減少しない分、資産の引継ぎの社会化を図っていくことが適当である。」

とを税務当局の側から捉えることになるが、遺産税方式では基本的にトータルの税額が遺産額のみに応じて決まるため、被相続人が誰にどれだけ相続させるかの決定が税収に影響を及ぼすことはないということである。一方、取得税方式では、被相続人が遺産を広く、価値均等に分配することで税収は少なくなる。さらに、遺産分割に関して事実と異なる申告を行い税負担の軽減を図るといった行為が行われる可能性もある。そのため、取得税方式は、税収に対して下方バイアスをもつ。

(d) 税務執行の観点

遺産税方式の方が税務当局の執行負担は軽い。遺産税方式では、税務当局が被相続人の遺産額のみを調査すればよく、遺産分割に先立って税額が定まる。納税者の立場からみても、仕組みがシンプルでわかりやすい。反面、取得税方式では、税務当局が遺産が誰にどう相続されたのかを調査し、かつ相続人ごとの税額を算出しなければならないため、税務当局の負担は重い。当然、税額も遺産が実際に相続された後でなければ確定しない。

(図表 2) 遺産税・取得税方式の課税根拠と機能面の特徴

	遺産税方式 (被相続人が納税義務者)	取得税方式 (相続人が納税義務者)
◆ 親和性の高い課税根拠	<ul style="list-style-type: none"> 被相続人が生前に税制上の優遇などで享受した税負担軽減分を清算する 被相続人の老後扶養のために社会が負担してきた分を清算する 富を再分配する (世代間の公平・格差是正に焦点) 	<ul style="list-style-type: none"> 相続による遺産取得は、無償所得であり、相続人の担税力を増加させる 富を再分配する (現役世代内の公平・格差是正に焦点)
◆ 垂直・水平的公平性	<ul style="list-style-type: none"> (被相続人の間で) 確保される 	<ul style="list-style-type: none"> (相続人の間で) 確保される
◆ 富の集中の抑制機能	<ul style="list-style-type: none"> 低い。遺産分割を促進するような誘因なし 	<ul style="list-style-type: none"> 高い。累進税率の場合、遺産がより多くの相続人に、より均等に分割されるほど、税総額が減るため、遺産分割が促進される
◆ 税収との関係	<ul style="list-style-type: none"> 中立的。税額は基本的に遺産額に応じて決まり、遺産をどう分割したかによって税額が変わることはない 	<ul style="list-style-type: none"> 下方バイアスがある。遺産分割が進むと、税収は減るため。また、実際より多くの分割を装うなどの脱税行為が起きる恐れ
◆ 税務行政の負担	<ul style="list-style-type: none"> 軽い。被相続人の遺産額のみ調査・把握すればよい 	<ul style="list-style-type: none"> 重い。全ての相続人とその取得財産を調査・把握する必要

(資料) 各種資料を基に日本総合研究所作成

3. わが国の現行課税方式とその問題点

上記の理論的整理を踏まえ、わが国の現行の課税方式について説明しよう。

(1) 法定相続分方式

わが国の課税方式は、**法定相続分方式**と呼ばれている⁶。この方式は、相続人が納税義務を負い、相続人が取得した財産額に基づいた課税がなされるため、取得税方式と理解されることもあるが、

⁶ 正確には、法定相続分課税方式である。

正確に言えば遺産税方式、取得税方式の何れにも分類されないユニークな方式である。この方式では、取得税方式と違い、相続人ごとの課税が徹底されず、相続人の税負担が各相続人の相続財産だけでなく被相続人の遺産額にも影響を受ける。

なぜこのようなことになるのか。法定相続分方式では、はじめに共同相続人が全体として負担すべきトータルの税額が決まり、それを個々の相続人に割り振る仕組みになっているためである（図表3）。トータルの税額は、遺産額と民法が定める法定相続人という2つの要因に基づいて決まり、遺産を法定相続分に従って仮分割し、それぞれに累進税率を乗じたものを合算することにより算出される。個々の相続人の税額は、トータルの税額を各相続人が実際に取得した財産額で按分することにより算出される⁷。

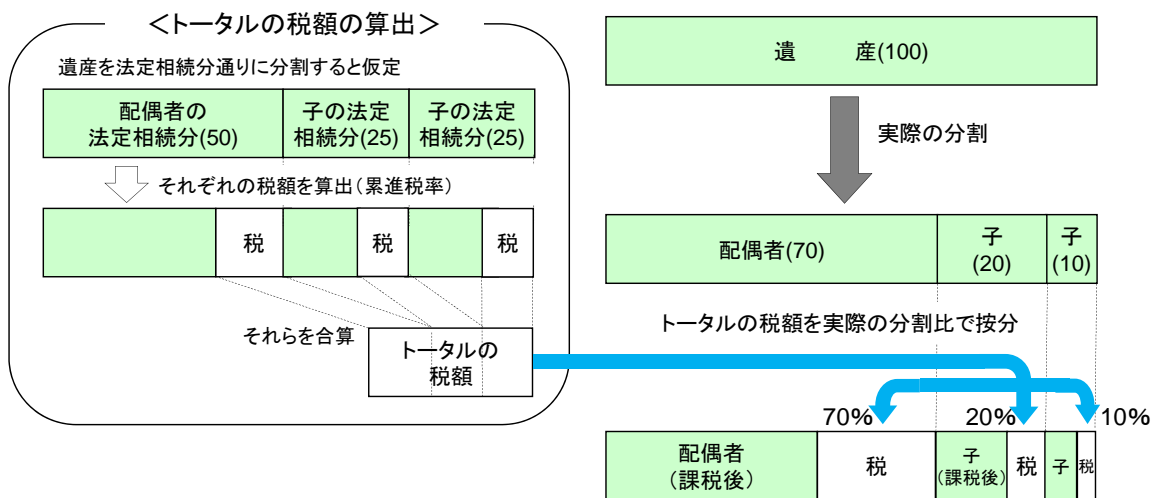
このように、法定相続分方式は、相続人を納税義務者としながらも、相続人ごとの課税が徹底されないという欠点をもつ一方、トータルの税額を遺産額と法定相続人という恣意性の入り込む余地の少ない要因によって確定できるという利点をもつ。

（図表3）法定相続分方式の仕組み（配偶者+子2人の場合）

【納税義務者】相続人

【概要】先にトータルの税額が決まる。

遺産が分割された後、その分割割合に応じてトータルの税額が各相続人に割り振られる。



（資料）日本総合研究所作成

（2）現行方式が導入された背景及びその問題点

このようなユニークながらも複雑な方式が採用されることになった理由を掘り下げるために、まず法定相続分方式が導入された経緯について簡単に触れておこう。

⁷ より具体的な税額の算出方法は、以下の通りである。

- ① 被相続人の遺産額から基礎控除額を差し引く
- ② 上記①で求めたものを法定相続分通りに仮分割し、それぞれに超過累進税率を乗じる
- ③ 上記②を合算することによってトータルの税額を求める
- ④ 上記③で求めた税総額を各人の実際の相続分に応じて按分する
- ⑤ ただし、相続人が配偶者や一親等の血族以外の場合、控除前の税額に二割が加算される

(a) 法定相続分方式導入の背景

わが国は、1947年に民法を改正した。それに伴い、相続制度については家督相続を廃止し、共同相続人の相続分を均等とする均分相続を相続の原則に定めた。さらに1950年度の税制改正では、米国のカール・シャープを団長とする使節団がまとめた税制報告書(シャープ勧告)の指摘に基づき、相続税の課税方式を従来の遺産税方式から取得税方式へ転換した⁸。

その後、1958年度の税制改正では、取得税方式に代わり法定相続分方式が採用された。わずか10年足らずのうちに課税方式を再度見直したのは、取得税方式を採用したことによる弊害を看過できなかったためとされる。1957年12月の税制特別調査会の答申では、取得税方式の欠陥として、①遺産分割の習慣が定着していないこと、②税負担を軽減するために分割を仮装して申告が行われていること、③農業用資産や中小企業の事業用資産は分割困難で税負担が重くなること、が指摘されている。これらは、税務執行上の理由、および、当時の社会・経済的状況を斟酌したものである。その上で、税制特別調査会は、複数の課税方式に関する試案を作成し、それぞれの長所短所について比較、検討を行った結果、法定相続分方式を最も適当と判断した。税制特別調査会は、その理由に関して、「遺産額と相続人の数という客観的事実により相続税額が定まり、しかも現行の制度を大幅にかえることなく実際の遺産分割の程度により負担が大幅に異なるという現在の弊害を除去できるという点では最も合理的」と述べている。

(b) 法定相続分方式の問題点

こうして導入された法定相続分方式は、今日まで大幅に見直されることなく50年以上も維持されてきた。しかし、最近になって根本的な指摘がなされるようになってきている。例えば、2007年11月の政府税制調査会の答申「抜本的税制改革に向けた基本的考え方」では、法定相続分方式の問題点として、①必ずしも各相続人の相続額に応じた課税がなされないこと、②一人の相続人の申告漏れにより他の共同相続人にも追徴課税する必要が生じること、③各種特例による税負担の軽減の効果が本来対象とする相続人以外にも及ぶこと⁹、が指摘されている。

これらは、端的に言えば、法定相続分方式が純粋な取得税方式ではないことに起因する問題である。昭和32年当時においては、遺産分割の方法如何にかかわらずトータルの税額が定まる点において国情に合致するとされ法定相続分方式が取り入れられたが、今日では、その弊害として相続人単位での課税が徹底されず、相続人の税額が各人の相続財産以外の要因によっても左右されることが問題視されるようになったのである。なかでも最大の問題は、上記①に挙げた、必ずしも各相続人の相続額に応じた課税がなされないという点、つまり相続人同士の水平的公平性が保たれていない点であろう。

この点について具体例を挙げて説明しよう。仮に、被相続人の異なる、A、Bという二人の相続人がいたとしよう。相続人Aが遺産総額10億円のうちの1億円を、相続人Bが遺産総額2億円のうちの1億円をそれぞれ相続したとする。その場合、その他の条件が同じであれば、Aの税負担はBより重くなる。相続額が同じでも、もともとの遺産額の多寡によって税負担に違いが生じるのである。

⁸ 遺産税方式は、相続税が創設された当初から採用されていた。課税上・行政上の便宜が大きかったためであるが、納税義務者が相続人であったことや被相続人と相続人の親疎に応じて3種類の税率区分を設けていたことなどから考えて、実質的には取得税方式であったといえる。

⁹ 答申では、「現行課税方式の下では居住等を継続しない他の共同相続人の税負担をも軽減する効果があるため、制度の趣旨や課税の公平性の面からも問題と考えられる。これら特例の拡充はこの問題の増幅につながることに留意する必要がある。」と述べている。

(3) 課税方式を巡る最近の議論の展開

2007年11月の政府税制調査会答申で現行方式の問題点が指摘されたことを受けて、課税方式のあり方に関する議論が本格的にスタートした。2008年1月の『平成20年度税制改正の要綱』では、「相続税の課税方式をいわゆる遺産取得課税方式に改めることを検討する。」として、議論の方向性が示された。さらに、同年12月の自民党の『平成21年度税制改正大綱』では、「各人の取得分に応じ個別に税額を計算する方式に改めることにつき検討を行ってきた。しかし、相続税の税額計算についての現行の方式は、約50年の長きにわたり定着してきた制度であり、その見直しは、課税の公平性や相続のあり方に関する国民の考え方とも関連する重要な問題であり、さらに議論を深める必要があると考える。」と述べるなど、現行方式を取得税方式に回帰させる気運が政府内で高まっていた。

他方、この間、民主党は遺産税方式に見直すべきと主張していた。2008年12月の「民主党税制抜本改革アクションプログラム」では、その理由が次のように説明されている。「相続税については、『富の一部を社会に還元する』考え方にたつ『遺産課税方式』への転換を検討すべきである。相続財産は社会の存在を前提に形成されたものであり、また、その一部は社会保障給付が反映されているとも考えられる。格差拡大を抑制する観点からは、このように形成された相続財産の一部を社会に還元されることが適当であり、その意味では相続人が資産等を得た時点で課税するのではなく、遺産そのものに課税することが適切である。」つまり、ここでは、遺産税方式への見直しの根拠として、「老後扶養の社会化に対する還元」が明確に打ち出されており、それと同時に世代間格差是正の意図にもじむ¹⁰。

民主党は、2009年8月の衆院総選挙におけるマニフェストの中で、「相続税については、『富の一部を社会に還元する』考え方に立つ『遺産課税方式』への転換を検討します」と掲げた。もともと、その後、目立った進展はみられなかった。

4. 遺産税・取得税方式と社会における相続の位置づけ

では、わが国が課税方式を見直す場合、遺産税方式、取得税方式のどちらを採用すべきであろうか。これまで述べてきたように、遺産税方式と取得税方式とを比較すると、それぞれに一長一短があり、優劣を明確につけるのは難しいように思える。しかし、実際には、国内外を問わず、取得税方式を支持する意見が優勢といえる。まず、その理由を明らかにするために、その見解を代表する三木[1995]と英国の財政研究所がまとめたマーリーズ・レビュー[2011]を紹介しよう。

(1) 三木[1995]「財産元本への課税は所有権の侵害」

まず、三木[1995]は、遺産税方式では相続税を正当化することができない一方、取得税方式においてはそれが可能であるとする。なぜなら、税とは新たに生じた経済的利益の一部について課されるものであって、財産の元本そのものに課税することは憲法が保障する所有権保障に抵触する恐れがあるためである。すなわち、被相続人の財産を課税対象とする遺産税方式はそもそも憲法上問題

¹⁰ 民主党税制調査会の公表資料やその主要メンバーの発言によると、遺産税方式への転換を検討する理由は、ここで挙げたもの以外に、被相続人の意志を可能な限り尊重する形で寄附の拡大を図ること、税制をシンプルにすると同時に税収を上げること、などもあるようである。

があり、したがって、どのような説明であれ、遺産税方式を正当化することは不可能ということになる。

他方、取得税方式における「相続人の無償稼得に対する課税」という説明は、税に対する上記の考え方にまさに合致しており、それゆえに取得税方式は正当化できる。言い換えるならば、「相続税の課税根拠は相続人が相続により新たな経済的価値を取得することに求められるべきであり、新たに取得した価値の一部を還元するものである限りにおいて相続税制が憲法の所有権保障に抵触しないと解される」のである。

(2) マーリーズ・レビュー「機会の平等こそ政策目標」

次に、マーリーズ・レビューは、機会の平等を重んじる視点から不労所得である相続財産への課税、すなわち取得税方式を支持する。なぜなら、機会の平等の追求こそが政策の重要目標の一つであるということが国民の共通認識だからである。「能力や努力の差から生じる不平等は受け入れられるかもしれないが、機会の差から生じる不平等はそうでない。したがって、裕福な家庭に生まれたことにより享受できる利得を少なくするという目的において、世代間の富の移転に課税することは是認される。」つまり、「機会の平等という観点に照らせば、相続税は、被相続人が遺産をどの程度残したのかではなく、相続人が財産をどの程度受け取ったのかに焦点を当てた制度設計にすべきである」と主張する。

また、マーリーズ・レビューは、レシピエント（財産取得者）の立場からみた方がドナー（財産移転者）の立場からみるよりも相続税は正当とみなされやすいとする。すなわち、ドナーの立場からみると、誰も自らの財産を自らが選んだ相手に残す権利があり、その際に課税される正当な理由はない、あるいは稼得段階ですでに一度課税されているため、その残りの一部を貯蓄して築いた財産に課税するのは二重課税である、という論理が成り立つ。反面、レシピエントの観点からすると、勤労所得に課税されるのであるから不労所得に課税しないわけにはいかないと考えられるためである。

以上の理由からマーリーズ・レビューは取得税方式を支持し、英国が現行の遺産税方式から取得税方式に転換するよう提言する。

(3) 遺産税・取得税方式と社会における相続の位置づけ

三木[1995]やマーリーズ・レビューに代表されるように、取得税方式を課税根拠や機能面から支持する声は強い。では、それにもかかわらず、米英が遺産税方式を採用しているのはなぜだろうか。この問いに対する答えは必ずしも明白ではないものの、これを考えることにより遺産税・取得税方式を新たな視点から捉えることができるだろう。

(a) 遺産税方式 ～被相続人の意思の尊重～

米英では、伝統的に財産の自由な処分を尊重する意識が強いとされる。これは、おそらく中世イングランドにおいて封建制度が発展したと無関係ではない。国王の専制的な政治に封建領主である貴族が対抗するという歴史的展開の中で、そのような意識が社会に次第に根づいていったものと考えられる。土地保有に関する封建的諸負担を回避するためや当時認められていなかった土地の贈与を可能にするために、ユースという、現在の信託制度の原型となる仕組みが考案され、それが

社会的に広まって法的な裏付けを得るようになったのも（菅原[1956]）、まさに財産に対する権利意識の高さを象徴する出来事といえよう。

このような背景のもと、英国では、被相続人は遺産を自らの意思（＝遺言）に従って相続できる、すなわち、遺言にかなりの自由が認められることになったと推察される。そして、こうした考えは、米国に受け継がれ、米国では、国家の個人に対する介入は最小限に抑えるべきであるという思想の影響も受けて、近代に入るまで遺言の自由が問題視されることはなかった（Beckert[2008]）。

つまり、米英は、財産権に対する意識が強いがゆえに被相続人の意思が尊重されやすく、遺言の自由が相当程度認められる社会であるといえる。そして、そのような国において、遺産税方式を採用することは、それほど不自然ではない。なぜなら、被相続人の子などに一定の遺産を受け取る権利を認めたり、被相続人との親疎に応じて税率を柔軟に設定したりするのが容易な取得税方式と比べ、遺産税方式では、遺産を誰にどれだけ相続するかに関してそうした法律・税制面から関与するのが難しく、その意味で被相続人の意思は尊重されやすいといえるからである（図表4）。さらに、そうした形で死後も財産を自由に処分できる権利が与えられるのであれば、その人自身が納税義務を負うのも自然である。

ただし、財産権に対する意識が高い社会であれば、被相続人の財産に課税すること自体が財産権に対する侵害とみなされやすいのも事実である。これらの国では、相続税が国民からとりわけ不人気であるが、その背景にはこうした要因が存在すると考えられる¹¹。

(b) 取得税方式 ～家族や社会のあるべき姿の追求～

このように、被相続人の自由な意思を尊重する国においては、結果的に遺産税方式が受け入れられやすいと考えられる。他方、遺族に対する扶養をはじめ、家族や社会のあるべき姿を実現する社会政策の手段に相続を位置付ける国においては、取得税方式がより適するといえるだろう。なぜなら、取得税方式は、遺産税方式に比べ、被相続人の配偶者や子、その他の血縁上親しい人に対して遺留分や相続権を付与する、もしくは賦課税率を低く設定するなど、社会政策的な意図に沿った工夫を施しやすいためである。ただし、その場合、被相続人の意思の自由は制限される。

例えば、フランスでは、フランス革命における「自由、平等、友愛」というスローガンのもと、子供を出生順位や性別にかかわらず平等に扱うことが是とされた。それがフランス民法典において子に遺留分が認められ、逆に被相続人の遺言の自由が限定的なものとなった大きな理由であった（Beckert[2008]）。ドイツでは、近代に入って台頭してきた過度な個人主義を排するとともに、道徳が育まれる場としての家族を守ることが重視された。そのため、ドイツ民法典で法定相続人に義務分が認められ、結果として被相続人の意思が制限された（Beckert[2008]）。フランスやドイツで取得税方式が採用されたのも、そうした家族や社会に対する考え方が重んじられた結果であろう。

もちろん、被相続人の意思を尊重することと家族や社会のあるべき姿を追求することは二律背反ではない。その国や社会においてどちらにプライオリティーが置かれるのかという問題であり、それは時代によっても変わり得るし、何よりそれ自身が課税方式を決める決定的要因になるわけではない。実際、英国ではかつて取得税方式を採用していた時期があり、米国でも取得税方式の特徴を備えた遺産税方式を採っていたことがある。ただ、ここで強調したいのは、課税方式のあり方に関

¹¹ その他の理由としては、租税回避や節税の問題があると思われる。信託が根づいている米英では、富裕層を中心に信託を利用した租税回避やタックス・プランニングが行われやすい。そのため、相続税は voluntary tax（払いたい人が払う税）と呼ばれることもあり、中間層は余計に不満を抱くことになる。

する議論は、被相続人の意思の尊重と家族や社会のあるべき姿の追及のどちらに重きをおくのか、突き詰めれば、相続を個人的なものとするか、社会的なものとするか、というところから始めなければならないということである。そうすることによってはじめて、課税根拠や機能の観点からの議論が意味をもつことになる。

翻ってわが国をみると、歴史的にみても、米英ほど財産の自由な処分を尊重する意識が強いわけではなかったと思われるし、現在の相続や相続税を巡る議論をみても、被相続人の意思の自由を広げるといよりはむしろ制限する方向にあるように見受けられる。それは、先に挙げた「老後扶養の社会化に対する還元」や「世代間格差の是正」という考え方が課税根拠として人々から共感を集めていることに表われているのではないか。そうした考え方は、相続の個人性を限定すると同時に相続をより社会的なものとする発想といえる。この観点からみれば、わが国では遺産税方式より取得税方式の方がふさわしいように思われる。

(図表4) 遺産税方式、取得税方式の制度上の特徴

	遺産税方式 (被相続人が納税義務者)	取得税方式 (相続人が納税義務者)
◆ 家族に配慮した柔軟な制度設計	・できない。ただし、配偶者などに控除を設けることは可能	・できる。配偶者・子に一定の遺産を受け取る権利を認めたり、被相続人との親疎に応じて税率や控除を設定したりすることが可能
◆ 被相続人の意思の尊重	・尊重されやすい	・尊重されにくい
◆ 家族や社会のあるべき姿の追求	・追求されにくい	・追求されやすい

(資料) 各種資料を基に日本総合研究所作成

5. 結論

これまでの議論を踏まえると、わが国は、現行の法定相続分方式から取得税方式への回帰を改めて検討すべきである。

第一に、現行の法定相続分方式には、相続人の間で水平的公平性が保たれないという問題がある。これは、法定相続分方式が純粋な取得税方式ではないことに起因しており、はじめに遺産額などに基づいてトータルの税額が定まり、それが各相続人に割り振られる仕組みになっているためである。この問題を正すためには、純粋な遺産税方式、取得税方式のどちらかを選択するほかない。

第二に、わが国の今日の状況は、1958年当時から約50年の間に変化し、当時の取得税方式から法定相続分方式へ見直された理由に関して、そのほとんどが問題とされにくくなっていると考えられる。遺産分割の習慣は定着を見せ、税務当局の執行能力も向上した。さらに、労働者の多数が被雇用者で占められるようになり、事業承継税制も創設・拡充されている。理論により忠実な取得税方式への回帰を議論する素地の環境が整ってきたといえよう。

第三に、わが国では、相続の社会性が重視される傾向が見受けられ、遺産税方式より取得税方式の方がふさわしいと思われる。加えて、課税根拠や機能の面でも取得税方式の方が優れているとい

える。たしかに、わが国では近年、課税根拠として「老後扶養の社会化に対する還元」、「世代間格差の是正」という考え方が人々の共感を呼んでおり、そうした考え方によるならば、遺産税方式が支持されるのも道理であろう。しかし、「世代間格差の是正」については、取得税方式でも達成することが可能である。なぜなら、取得税方式は、形式的には相続人の取得財産に課税するものの、その相続財産も元をたどれば被相続人の遺産であり、実質的に被相続人の遺産に課税するのと等しいからである¹²。その意味で、この課税根拠は遺産税方式を支持する有力な根拠になり得ないかもしれない。

いずれにしても、富が高齢世代に偏在し、少子高齢化が急速に進むわが国において、今後、相続税の重要性はますます高まるとみられる。そうしたなか、相続や相続税が社会にどのような影響を及ぼすのか、あるいは相続や相続税にどのような意味をもたせるべきかについても、改めて議論する必要性が増してくるはずである。本稿で扱った課税方式のあり方を巡る議論は、そうした本質的な議論を開始するうえで格好の材料となるだろう。次期『税制改正大綱』以降、より本質的な議論が展開されていくことを期待したい。

¹² 取得税方式の場合、遺産分割が促進されるので、遺産税方式で同一の税率を設定した場合と比べてトータルの税額は少なくなる。ただし、取得税方式と遺産税方式を同一の税率のもとで比較することがそもそも意味をもたない。

(参考図表) 諸外国の相続税制の動向

	国	相続税の有無	税率	最近の主な動き ^{(*)1}
遺産税方式	英国	○	40%	2007 死亡した配偶者の未使用分の控除額を生存配偶者が使用できるように 2010 非課税枠の物価連動凍結
	米国	○	18~35%(10段階の累進税率)	2001 ブッシュ減税法案の可決 (2002~09年にかけて非課税枠拡大、最高税率逡減。2010年廃止) 2010 遺産税の一時廃止 2011 遺産税の復活
	オーストラリア	×		1979 廃止 1985 死亡時譲渡所得課税の導入
	カナダ	×		1972 廃止 1972 死亡時譲渡所得課税の導入
	ニュージーランド	×		1999 廃止(92年から税率はゼロ)
取得税方式	デンマーク ^{(*)3}	○	<配偶者>0%、<近親者>15%、<その他>36.25%	1995 取得税方式から遺産税・取得税の折衷的方式に変更
	フィンランド	○	<配偶者、直系、配偶者の直系等>7~16%(4段階の累進税率) <その他>20~32%(3段階の累進税率)	2008 控除の大幅引き上げ、カテゴリーⅢの削減、事業承継の特例拡大 2009 税率の引き下げ(カテゴリーⅠ) 2012 最高税率区分の追加(カテゴリーⅠ)
	フランス	○	<直系>5~45%(7段階の累進税率) <兄弟>35~45%(2段階の累進税率) <4親等内親族>55% <その他>60%	2006 生前贈与との累積期間見直し(10年→6年) 2007 配偶者などに対する課税を免除、控除の引き上げ(直系、兄弟) 2012 税率の引き上げ(直系、配偶者)、生前贈与との累積期間見直し(6年→10年)、 控除の引き下げ(直系)、生前贈与との累積期間見直し(10年→15年) 2013 控除額や税率などの物価連動廃止(予定)
	ドイツ	○	<配偶者、子、親、孫>7~30%(7段階の累進税率) <兄弟、甥・姪、義理の子・父母等>15~43%(同上) <その他>30~50%(2段階の累進税率)	2009 控除の引き上げ、税率適用金額の引き上げ、 税率の引き上げ(カテゴリーⅡ、Ⅲ)、事業承継の特例拡大 2010 税率引き下げ(カテゴリーⅡ)
	ギリシャ	○	【不動産のケース】 <配偶者、子、親、孫>1~10%(3段階の累進税率) <兄弟、その他近親者等>5~20%(同上) <その他>20~40%(同上)	2006 控除の引き上げ(カテゴリーⅠ) 2008 控除の引き上げ、不動産・株式などを中心に税率の大幅引き下げ 2010 【不動産】控除の引き上げ、単一税率から累進税率に変更(カテゴリーⅠ、Ⅱ) 【現金】控除の廃止(カテゴリーⅠ、Ⅱ)、税率の引き上げ(カテゴリーⅡ)
	アイスランド	○	10%	2004 累進税率から単一税率に変更、控除の引き上げ 2011 税率の引き上げ、控除の引き上げ
	アイルランド	○	30%	2008 税率の引き上げ 2009 税率の引き上げ、控除の引き下げ 2010 控除の引き下げ 2011 税率の引き上げ、控除額の物価連動廃止
	イタリア	○	<配偶者、直系>4% <兄弟、その他親族>6% <その他>8%	2001 相続税の廃止(遺産税と取得税の折衷的方式) 2006 相続税の再導入(取得税方式)(カテゴリーごとの単一税率) 2007 「兄弟」を「配偶者、直系」カテゴリーから分離し、「その他親族」の税率を適用
	日本 ^{(*)3}	○	10~50%(6段階の累進税率) ^{(*)4}	2003 最高税率の引き下げ、相続時精算課税制度の創設 2008 中小企業経営承継円滑化法、非上場株式等に係る相続税の納税猶予導入
	オランダ	○	<配偶者、子>10~20%(2段階の累進税率) <孫>18~36%(同上) <その他>30~40%(同上)	2010 控除の引き上げ、税率区分の削減、最低税率の引き上げ、 最高税率の引き下げ、事業承継の特例拡大
	ノルウェー	○	<子>6~10%(2段階の累進税率) <その他>8~15%(同上)	2006 事業承継の特例導入 2009 控除の引き上げ、税率の引き下げ
	スペイン ^{(*)5}	○	7.65~81.6% ^{(*)6}	特になし
	オーストリア	×		2008 廃止
	ポルトガル	×		2004 廃止
	スウェーデン	×		2004 廃止

(資料) IBFD、Ernst&Young『International Estate and Inheritance Tax Guide 2012』、各国の財務当局及び欧州委員会のウェブサイトなどをもとに日本総合研究所作成

(注1) 作成日は、2012年末。

(注2) カテゴリーは、被相続人との親疎に応じた区分で、カテゴリーⅠが配偶者や子など最も親しい間柄を含むカテゴリー。ただし、カテゴリーは国ごとに異なるので、それぞれの税率欄を参照のこと。

(注3) デンマークと日本については、便宜上、取得税方式に分類した。

(注4) 遺産を法定相続分に従って分割したという仮定のもとで、法定相続分に適用される税率。また、相続人が被相続人の配偶者、父母、子以外の場合、控除差し引き前の相続税額に2割が加算される。

(注5) 自治州が税率や控除額などを一定の範囲内で設定する権限を持っている。

(注6) 税率は、相続額、被相続人との親疎、相続人の従前保有資産額の3つの要因から決定される。まず、相続額に応じてベースとなる税率(7.65~34%、16段階の累進税率)が決まる。

次に、その税率に被相続人との親疎(3区分)や相続人の従前保有資産額(4区分)に応じた乗数(1.0~2.4)を掛け合わせて算出される。

参考文献

- [1] Beckert, J. [2007] “The longue Duree of Inheritance Law: Discourses and Institutional Development in France, Germany, and the United States since 1800”, Archives of European Sociology
- [2] — [2008] Inherited Wealth, Princeton University Press
- [3] Duff, D. G. [2005] “The Abolition of wealth transfer taxes: Lessons from Canada, Australia, and New Zealand”, Pittsburg tax review 72
- [4] Graetz, M. J. and Shapiro, I. [2005] Death by a thousand cuts: The fight over taxing inherited wealth. Princeton
- [5] Klev, V. [2012] The taxation of Capitalistic Bequests, Gabler Research
- [6] McMurray, O. K. [1919] “Liberty of testation and some modern limitations thereon”, Illinois Law Review 14
- [7] Mirrlees et al. [2011] “Taxes on Wealth Transfers”, Tax by Design: The Mirrlees Review, Oxford University Press
- [8] Vijfeijken, I. V. [2006] “Contours of a modern inheritance and gift tax”, Intertax vol.34
- [9] 一高龍司 [2004] 「カナダ及びオーストラリアにおける遺産・相続税の廃止と死亡時譲渡所得課税制度」『日税研論集』56号
- [10] 伊藤昌司 [1984] 「相続の根拠」 星野英一他編『民法講座7』
- [11] 大隅勝昭 [2010] 「相続税の本質と課税方式に関する一考察」『九州国際大学大学院法政論集』
- [12] 大武健一 [2006] 「少子高齢社会の家族と相続税のあり方」東京財団 NEWS
- [13] 海外住宅・不動産税制研究会編 [2010] 『相続・贈与税制再編の新たな潮流』財団法人日本住宅総合センター
- [14] 川端康之 [2004] 「アメリカ合衆国における相続税・贈与税の現状」『日税研論集』56号
- [15] 菊地紀之 [2005] 「相続税100年の軌跡」『税大ジャーナル』
- [16] 金完石 [2006] 「相続税課税類型の転換に関する研究」『立命館法学』
- [17] 来栖三郎 [1976] 「相続税と相続制度」『田中二郎先生古希記念論文集 公法の理論（中）』
- [18] 月刊「税理」編集局編 [2009] 「民主党政権で税制はこう変わる！」ぎょうせい
- [19] 渋谷雅弘 [2002] 「相続税制の動向—アメリカとドイツ」『税研』3月号
- [20] — [2008] 「相続税の本質と課税方式」『税研』5月号
- [21] 菅原勝伴 [1956] 「Use 受益権とその史的性格（一）」北海道大学法学会論集
- [22] — [1956] 「Use 受益権とその史的性格（二）」北海道大学法学会論集
- [23] 高野幸大 [2004] 「イギリスにおける相続税・贈与税の現状」『日税研論集』56号
- [24] — [2011] 「遺産税方式の問題点に係る若干の考察—アメリカの連邦遺産税制度を素材として—」『日税研論集』61号
- [25] 田中英夫 [1980] 『英米法総論 上』東京大学出版会
- [26] 野口悠紀雄 [2002] 「相続税の果たすべき役割」『税研』3月号
- [27] 三木義一 [1995] 「相続税の基本原理の法的再検討」『租税法研究』第23号
- [28] — [2002] 「相続・贈与税改革の論点」『税研』3月号
- [29] — [2012] 『日本の税金』岩波新書
- [30] 水野忠恒 [2008] 「相続税の根拠と課税方式の変遷」『税研』5月号
- [31] — [2011] 「相続税の意義と根拠」『日税研論集』61号

- [32] 宮崎孝治郎 [1951] 「英国家族相継産制度の沿革とその社会的・経済的背景」北海道大学法学会論集
- [33] 宮脇義男 [2008] 「相続税の課税方式に関する一考察」『税務大学校論叢』57号
- [34] 森信茂樹 [2010] 『日本の税制』岩波書店
- [35] 吉村典久 [2011] 「ドイツにおける相続税の歴史—外国の遺産取得税（ドイツ）—」『日税研論集』61号
- [36] 渡辺裕泰 [2012] 「相続税廃止の世界的潮流と日本」『税経通信』5月号